

## 面会規程

### (目的)

第1条 本規程は、新富士病院（以下、当院という）の入院患者への面会について必要な事項を定め、十分な安全確保・感染拡大防止対策・防犯対策に配慮しつつ、入院患者と家族との交流を図ることで患者の心身の安定に資することを目的とする。

### (面会運用について)

第2条 当院における入院患者への面会は下記に掲げる運用にて行うこととする。

- (1) 面会時間：14時00分～17時00分（月～日）
- (2) 面会受付方法：ロビーに設置した面会票に記入し、「面会許可証」を身に付けて病棟に進む。面会終了後は、面会許可証を返却する。
- (3) 1回の面会時間：15分以内
- (4) 面会可能人数：3名/日
- (5) 面会可能な方：風邪症状（37.0℃未満、咳）のない中学生以上の方
- (6) 面会場所：病室内（多床室はベッドサイド）

### (面会における留意事項について)

第3条 入院患者に面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- (2) 病院が定める面会受付方法や面会時間・人数・面会可能な方（続柄）・指定された面会場所等を守ること。
- (3) 面会前後に手指衛生を実施すること。
- (4) サージカルマスク（不織布マスク）を着用すること。
- (5) 病院敷地内での飲酒・喫煙など、院内で禁止された行為を行わないこと。
- (6) 見舞い品として飲食物等を持ち込む場合、患者が入院する病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者の許可を得てこれを行うこと。
- (7) 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音や SNS 等への投稿はしないこと。
- (8) その他、入院患者や職員に対して迷惑となる行為を行わないこと。

2 前項各号に違反した場合、病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者は、直ちにその面会を中止することができる。

### (主治医判断による面会の制限について)

第4条 患者の主治医が当該患者の病状等を鑑みて、医学的見地から面会を行うことが不適切と

判断した場合は、個別に面会を制限することができる。

(周知)

第5条 本規程の内容は、入院案内、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者および家族へ周知する。

(規程の制定および見直し)

第6条 本規程については、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

本規程は令和8年5月18日より施行する。